

港区立障害保健福祉センター指定管理者候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	様式11 センター長予定者及び施設長・サービス管理責任者等主要な職員の経歴	公募要項	P6 P16	現段階では、1年以上先の人事が全く決まっていないため、施設長等職員の名前を記載することができません。このため現在想定できる職員を記載することによろしいのか、又は未定とすることも可能なのでしょうか。	決まっていない場合は未定と記載してください。ただし、書類については、記載されている内容で審査いたします。 なお、記載と平成32年度開始時の人員基準及び人員配置員数が異なることが無いよう、お願いします。
2	センター事業	公募要項	P2(5)	地域活動支援センターの各種講座など地域自立支援事業を平日と同様に土曜日も運営するものと理解してよろしいですか。それとも相談支援事業などの特定の事業のみを想定しているのでしょうか。	地域活動支援センターの相談支援事業を想定していますが、各種講座、講演会の実施を妨げるものではありません。
3	記載方法について	公募要項【様式集】	P1 P2	公募要項P1に「提出書類のうち、副本②つきましては、法人名を記入しないでください。」、提出書類一覧表の欄外に「副本②については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキングしてください。」という注意書きの解釈は、次のいずれなのかご指導ください。 ア 副本②の中にある法人の固有名詞の部分を黒塗りでマスキングする イ 全ての申請様式に記載される文章中、その記載内容から現在の指定管理者の法人名が分かるような文章は記載しない。すなわち、現在運営している施設名や当該施設での運営実績については記載しないこととした方が適当なのでしょうか。	法人名を記載しないことが原則ですが、法人を特定できるものについては、記載しない又は黒塗りでマスキングしてください。施設名や運営実績等での施設名がわかるものについても同様の対応をお願いします。なお、港区での運営実績の有無についての記載は可とします。
4	利用時間について	公募要項	P3(6)	生活介護、就労継続支援の利用時間は午後6時までとなっています。事業案内によると、現行の両事業の利用時間は午後4時までですが、これを18時まで拡大するのでしょうか。	現在は、生活介護並びに就労継続支援B型については、16時までが事業の実施時間です。16時から18時までが延長事業時間（工房アミ・みなとワークアクティ合わせて1日10名、月5回まで利用可。延長事業送り用バス運行となっており、利用可能時間となっています。）利用者の家族からは、利用回数を増やしてほしい等の要望も出ています。 生活介護、就労継続支援B型の実施時間及び障害福祉サービス費（利用料金制）、人員配置、バスの運行等を検討のうえ、平成32年度からの運営体制をご提案ください。

港区立障害保健福祉センター指定管理者候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
5	放課後等デイサービスについて	業務基準書 資料1, 3	P4	<p>①業務基準書には、平成32年12月一部開始予定(一日あたり定員5名)、平成33年4月本格的実施予定(一日あたり定員20名)とありますが、資料3港区立障害保健福祉センターの職員配置についての表のうち、放課後等デイサービス児童指導員、保育士欄に、平成32年12月から平成33年3月までは定員10名、平成33年4月からは20名となっています。平成32年12月からは平成33年3月までの定員を教えてください。</p> <p>②一日の定員のうち、医療的ケアを必要とする児の受け入れ人数を事務局が提案してもよいのでしょうか。適正な人員配置をするために確認させていただきたいです。 ・重症心身障害児が対象ですから、知的障害のみの方は対象外という理解でよろしいですか。</p> <p>③重度心身障害児(大島の分類1・2・3・4)にあてはまらない、医療的ケアのない肢体不自由児はセンターの放課後デイの利用対象としない理解でよろしいですか。</p> <p>④医療的ケアはあるが、重度心身障害児(大島の分類1・2・3・4)にあてはまらない児童は、センターの放課後の利用対象としない理解でよろしいですか。</p>	<p>①定員について 平成32年12月一部開始予定(一日あたり定員5名)、平成33年4月から本格実施(一日あたり定員20名)が正しい定員数です。資料3の定員は誤りです。申し訳ありませんでした。(資料1及び資料3の放課後等デイサービスの定員等については11/30付で修正及び補記しています。)</p> <p>②～④ 主に重症心身障害児(医療的ケア含む)を対象としますが、利用を希望された方については、他のサービス(学童保育、他の放課後等デイサービス等)の利用が可能性について検討して、利用調整を行います。</p>
6	(放課後等デイサービス、発達障害者生活訓練)職員の事務スペースについて			<p>発達障害生活訓練、放課後デイサービスの職員の事務スペースはそれぞれ、3階、1階にありますか。</p>	<p>放課後等デイサービスは、障害保健福祉センターのパンフレット1階の図面で表記しているアミ3の部屋を改修して、事務室及び相談室を設置し、実施する予定です。発達障害生活訓練は、事務室は設けていないため、必要に応じてパーティション等で仕切るようになります。</p>
7	(放課後等デイサービス、発達障害者生活訓練)経費の精算について	公募要項	P12	<p>必要な備品のうち、一定金額の超える物品については貴区が用意されるものと認識していますが、その基準の金額をご教示ください。また、必要な高額備品のリストは提出してよろしいですか。</p>	<p>公募要項 4運営経費に関する事項(P11～13)をご覧ください。 公募申請に必要な書類を提出してください。</p>

港区立障害保健福祉センター指定管理者候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
8	みなとワークアクティの実施時間について	公募要項	P3	実施時間18:00までとありますが、現在16:00までとされている時間が拡大になるのでしょうか。現行実施しているアクティ、アミ利用者対象の延長事業(16:00~18:00)を含む実施時間として捉えてよろしいのでしょうか。	No.4参照
9	みなとワークアクティが運営する飲食店(喫茶等)について	業務基準書	P4	①調理器具、備品等は、現在運営をされている法人からの引継ぎにより、継続して使用が可能でしょうか。もしくは新たに購入が必要でしょうか。 ②現状の職員の配置を教えてください。	①備付の設備(厨房)は引き続き使用できますが、その他の物品は、現在運営している事業者の物なので、引継ぐことはできません。 ②利用者2名、パート4名、支援員1名、調理専門業者(委託)2名
10	短期入所施設について	業務基準書	P3	①日帰りは日中一時支援ということですが、現行どおり営業日は年中無休で対象年齢は64歳以下という理解でよろしいですか。 ②短期入所は、利用会議を経てから利用する手続きを踏むので、現行の区独自事業で行われているように、利用者からの利用申し込みを受けてその場で利用決定することはないという理解でよろしいでしょうか。	①現在はショートステイ施設(8階)を利用して、日を単位とする一時預かりで夜9時頃まで利用できるようになっています。 この利用方法を継続するため、日中一時支援事業で、日を単位とする一時預かりの対応を行います。 対象は、現在のショートステイ事業と同じです。 参考:現行対象者 1 身体障害者手帳1・2級の人 2 愛の手帳の交付を受けた人 3 脳性麻痺・進行性筋委縮症の人 ※常時医療的ケアの必要な人は利用できません ※原則として、介護保険サービスの対象者は、介護保険の制度を利用してください。 ②利用調整は、契約時に行います。障害福祉サービス受給者証の短期入所の支給決定期間を最大として、契約することを想定しています。契約をしていれば、都度の利用申し込み及び決定は可能です。
11	地域との交流について			センターとして、町会加入、町会費負担、祭礼の寄付金等支払うことはできますか。	基本的に区立施設であるため支払いは行いません。